

学校給食費等Q & A

1 口座振替等の手続について

Q1 現在、小学校6年生だが、中学校でも改めて手続が必要か。また、「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」の提出は、毎年行う必要があるのか。

A1 「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」は、内容に変更がない限り、甲府市立小中学校に在籍している期間中有効であるため、再度の手続は不要です。

Q2 口座振替の手続をしないとどうなるのか。

A2 学校給食費については、甲府市教育委員会から送付する納付書にて、金融機関等の窓口又はコンビニでお支払いいただくことになります。(手数料は無料です。)学納金については、学校指定の支払方法にてお支払いいただきます。(手数料は保護者様のご負担となります。)

Q3 学校給食費以外の学納金の取り扱いはどうなるのか。

A3 学納金については、本市が学校に代わって収納業務を行う代理収納を行っています。口座振替は、奇数月の月末日です。(月末日が金融機関等休業日の場合は、翌営業日となります。)

Q4 兄弟姉妹が同じ学校に在籍している場合、「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」の記入は1枚でよいか。

A4 お子様お一人ずつの手続が必要です。同じ金融機関を指定する場合も別の用紙に記入していただき、手続をお願いいたします。

Q5 口座振替依頼書の「払込(変更)開始年月」は、どのように書けばよいのか。

A5 原則、口座振替開始希望月の前月の20日までに手続きをしていただきます。金融機関で手続きをした月から概ね1か月先の口座振替日の年月をご記入ください。ただし、手続等に時間がかかる場合がありますので、必ずしも記載した年月から口座振替ができるとは限りませんのでご了承ください。(例：令和7年4月から入学予定の場合は、「令和7年5月」とご記入ください。)

Q6 口座振替依頼書の「申込者様控え」は教育委員会又は学校へ提出するのか。

A6 「申込者様控え」は、ご本人様控えとして保管してください。

Q7 口座振替依頼書を書き損じてしまった。

A7 書き損じの状況によりますが、甲府市としては、訂正内容が判別できるのであれば、二重線による訂正(訂正印必要)で結構です。なお、金融機関によっては、二重線による訂正(訂正印)が不可の場合もございますので、お手数ですが、金融機関にお尋ねください。書き直しが必要な場合は、学校または甲府市教育委員会学事課に予備がございます。

Q8 学校給食費等の振替口座を変更するには、どうしたらよいか。

A8 学校給食費等の「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」に必要事項を記入し、金融機関の窓口に提出してください。「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」の用紙は学校または学事課にございます。手続が完了していない場合は、従来の口座から引き落とされるか、納付書を送付する場合がありますので、ご了承ください。

2 学校給食費に関する届出について

Q9 食物アレルギー等により牛乳を停止又は牛乳のみの提供を受ける場合、どのような手続が必要か。

A9 食物アレルギーによる給食の停止の場合は、「学校生活管理指導表」を学校へ提出する必要があります。その他、必要書類など詳細は学校にお問い合わせください。(給食の全部を停止する場合も同様です。)

Q10 今後、転校することとなった場合はどうすればよいか。

A10 甲府市立小中学校間の転校であれば、改めて口座振替の手続は不要です。

市外への転出や私立学校へ転校する場合などは、「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」を金融機関に提出をし、解約手続をお願いします。

学校給食費については、口座を解約する場合、納付書をご自宅へお送りしますので、解約する旨を学校へ報告してください。解約しない場合は直近の口座振替日に精算した金額を振り替えさせていただきます。

3 その他

Q11 現在、生活保護(又は就学援助)を受けており、学校給食費の支払いは行っていないが、口座振替の手続は必要か。

A11 口座振替の手続は必要となります。

認定されるまでの学校給食費がお支払いの対象となることや、多く納付いただいた学校給食費がある場合は、お返し(還付)する口座の登録が必要となります。また、学納金については、保護者様にお支払いしていただく必要があるため、口座振替のお手続をお願いいたします。(制度により援助等の内容について異なりますので、制度については、各担当へお問い合わせください。)

Q12 学校給食費の支払いが困難な場合はどうしたらよいか。

A12 経済的な事情により、学校給食費の支払いが困難な場合には、学校給食費を援助する就学援助制度がございます。就学援助制度とは、甲府市に住所を有し経済的な理由により、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者様に対して、その一部を援助する制度です。制度についての詳細や申請方法等については、学事課までお問い合わせください。なお、就学援助制度については甲府市HPにも掲載しています。

Q13 納期限までに学校給食費を支払わない場合はどうなるか。

A13 文書・電話・訪問等により納付についてお話をさせていただきます。なお、長期間学校給食費に未納がある場合には、法的措置をとる場合がございます。また、学校給食費が未納となった場合に、児童手当を未納となっている学校給食費の納付に充てることができますので、学事課までご相談ください。



学校給食費等に関するお問い合わせは、

甲府市教育委員会学事課保健給食係 ☎055-223-7322 までお願いします。